

古平町中心拠点誘導複合施設建設事業
事業者選定プロポーザル
審査要領

平成 30 年 7 月

古平町

目次

1 審査要領の位置づけ	1
2 審査委員会	1
3 最優秀者選定の考え方	1
4 最優秀者選定までの審査手順	1
5 資格審査	1
(1) 参加資格・実績の確認	
6 提案審査	1
(1) 提案審査	
(2) 最優秀者及び次点者の選定	
7 優先交渉権者の決定	3

1 審査要領の位置づけ

「古平町中心拠点誘導複合施設建設事業 事業者選定プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）は、古平町（以下「町」という。）が、「古平町中心拠点誘導複合施設建設事業」（以下「本事業」という。）の事業者選定プロポーザルを実施するにあたり、優先交渉権者を決定するための方法及び評価基準等を示すものである。

2 審査委員会

最優秀者及び次点者の選定は、審査要領に基づき、学識経験を有する者及び行政関係者で構成する「古平町中心拠点誘導複合施設建設事業プロポーザル方式審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において審査を行う。

3 最優秀者選定の考え方

本庁舎は環境に配慮した、北海道初のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）庁舎を目指しており、今般、「DB方式（設計・施工一括発注方式）」により、設計、工事監理及び施工の各業務を通じて、事業者には保有する豊富な実績と高度な設計及び施工能力を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要である。

そのため、最優秀者の選定にあたっては、審査委員会において事業者の実績及び体制、設計能力及び施工能力、技術提案内容並びに提案価格、ヒアリング内容等を総合的に勘案し、評価することとする。

4 最優秀者選定までの審査手順

最優秀者選定までの手順として、二段階審査を採用する。

資格審査では、参加資格及び実績の確認を行い、技術提案書等を提出できる者を選定する。提案審査では、技術提案内容、提案価格及びヒアリング内容について評価を行い、総合評価点により、最優秀者を選定する。

5 資格審査

（1）参加資格の確認

町事務局（以下、「事務局」という。）は、参加者からの参加表明書及び資格審査に必要な書類をもとに、募集要項中「7 参加資格及び条件」に示した参加資格要件の具備について確認する。参加資格を満たすことが確認できない場合は、失格とする。

6 提案審査

（1）基礎審査

ア．見積提案価格の確認

事務局は、「提案価格見積書」（募集要項【様式13】）に記載された提案価格が、上限提案価格を超えていない又は失格基準提案価格を下回っていないことを確認する。上限提案

価格を超えている又は失格基準提案価格を下回っていることが確認された場合は、失格とする。

(2) 提案審査

ア. 加算方式：技術評価点（100 点満点）＋価格評価点（100 点満点）＝合計値（200 点満点）により評価する。

イ. 技術評価点

審査委員会は、技術提案内容の評価をもとに、技術提案内容の評価を点数化する。技術評価点の技術評価項目及び配点は以下のとおりとする。

【技術評価項目及び配点】

評価項目			配点
業務実績	企業の Z E B 施設実績	設計実績	30
		工事監理実績	
		施工実績	
		補助金取得及び支援実績	
	配置予定技術者の実績	設計監理技術者	
		設計主任技術者（意匠）	
		設計主任技術者（構造）	
		設計主任技術者（電気設備）	
		設計主任技術者（機械設備）	
業務実施方針	業務実施方針	10	
	全体管理計画		
設計に関する提案	要求水準を踏まえた合理的な設計提案	機能性	40
		効率性・フレキシビリティ	
		防災機能性・事業継続性	
		メンテナンス性	
	環境配慮・Z E B 庁舎実現への提案	環境配慮型庁舎への取組み	
		省エネルギーと快適性の両立	
		Z E B 実現に向けた取組み	
		Z E B 補助金取得の支援	
建設に関する提案	施行計画	工程・品質管理について	20
		周辺環境への配慮について	
	その他提案	地域経済への貢献について	
		町民への情報公開について	
合 計			100

ウ. 価格評価点

事務局は、提出された提案価格見積書を用いて、次の算式により提案価格評価を点数化する。提案価格評価点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで求める。

$$\text{価格評価点} = 100 \text{点} \times (\text{最低入札価格} / \text{各入札価格})$$

(2) 最優秀者及び次点者の選定

審査委員会は、総合評価点が最も高い者を最優秀者、次に高い者を次点者として選定するものとする。

7 優先交渉権者の決定

町は、審査委員会の選定した最優秀者を優先交渉権者とし、契約交渉等を行うものとする。優先交渉権者に事故等があり、契約交渉等が不可能となった場合は、次点者を契約交渉等の相手方とする。

審査の結果は、技術提案書等を提出した全ての参加者（単体企業又は参加グループにおける代表企業）に対し、書面で通知する。